

インボイス対応について

令和5年10月1日から消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。制度に伴い佐久水道企業団は、適格請求書（インボイス）発行事業者の登録を行いましたので、お知らせします。

◎適格請求書（インボイス）発行事業者登録番号

佐久水道企業団 T8-0000-2020-8400

◎水道料金

10月のインボイス制度に備え、「納入通知書（葉書タイプ）」、検針の際に配付する「水道使用水量のお知らせ」及び「水道検針通知書（葉書タイプ）」をインボイス対応します。

個人・法人問わず同じインボイス対応の様式で発行いたしますので、仕入税額控除の保存書類としてお使いください。

◎その他納入通知書等

企業団からの請求書・領収書にあたるものです。10月のインボイス制度に備え、インボイスに対応した書式に改めました。

◆事業者の皆様へのお願い

『適格請求書発行事業者』の適用を受ける事業者の皆様におかれましては、令和5年10月1日以降、当企業団へ工事請負、業務委託及び物品納入等の代金の請求を行う際には、インボイス制度の要件を満たす適格請求書を交付してくださいようお願いいたします。